

## 緊急作業従事者の放射線量管理及び健康管理の概要

### 1 放射線量管理について

- 東電に対し、個人被ばくデータを I D 番号に対応させて記録し、名寄せを行った上で、所属事業者を通じ定期的に労働者に通知するとともに、厚労省に報告するよう指示（5月23日）。

#### （参考）

3 月末までに緊急作業に従事しはじめた作業者について、外部被ばく線量と内部被ばく線量（暫定値）の合計は次のとおり。（6月20日、東電からの報告）

区分(mSv)	東電社員	協力企業	計
250超え	9	0	9
200超え～250以下	4	4	8
150超え～200以下	20	6	26
100超え～150以下	59	22	81
50超え～100以下	179	109	288
20超え～50以下	271	352	623
10超え～20以下	232	523	755
10以下	650	1074	1724
計	1424	2090	3514

### 2 健康管理について（福島労働局から東電への指示又は指導）

- 被ばく線量が100mSvを超えた労働者について、緊急作業終了後に臨時の健康診断を行うよう指示（3月16日）。
- 被ばく線量が100mSvを超えた労働者及び従事期間が1か月を超えた労働者について、臨時の健康診断を行うよう指示（4月25日）。
- 生活環境改善及び熱中症対策等に関する指導（5月13日）。